

## 西宮市障害者相談支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 西宮市障害者相談支援事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に基づき、障害者等やその保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うこと、および同法第77条の2第1項と第5項に基づく基幹相談支援センターの業務を行なうことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 障害者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者、同第2項に規定する障害児及び発達障害、高次脳機能障害、難病、ひきこもり等により支援が必要な障害のある人をいう。

#### (2) 指定相談支援事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19および20、児童福祉法(抄)第24条の28により指定を受けた事業者をいう。

#### (3) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとし、次に掲げる業務を実施するものをいう。

ア 障害福祉サービスの利用援助に関する業務

イ 社会資源を活用するための支援に関する業務

ウ 社会生活力を高めるための支援に関する業務

エ ピアカウンセリングに関する業務

オ 専門機関の紹介に関する業務

カ サービス利用計画及び障害児支援利用計画作成に関する業務 等

#### (4) 基幹相談支援センター等機能強化事業

ア 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・ 地域の相談機関等との連携強化の取組

ウ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- ・ 自立支援協議会の運営

#### (5) 本人活動支援事業

障害者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する業務を行うものをいう。

#### (6) 虐待防止センターに関する一部業務

- ・ 障害者虐待通報の24時間受付とそれに付随する業務
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

#### (7) 地域生活移行支援事業

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、西宮市とする。

(実施方法)

第4条 市長は、この事業を適切に運営が可能と判断される指定相談支援事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第5条 市内に居住する又は西宮市が援護の実施者となる障害者等及びその家族(以下「相談者」という。)とする。

(事業種別)

第6条 事業の種別は次に掲げるものとする。

(1) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第1号に掲げる事業を基礎的事業とし、基幹相談支援センター等機能強化事業、本人活動支援事業を行うものとする。

(2) 虐待防止センターに関する一部業務

(3) 地域生活移行支援事業

(運営の公平性及び中立性の確保)

第7条 第4条により委託を受けた障害者相談支援事業実施者、基幹相談支援センター等機能強化事業実施者、本人活動支援事業実施者、虐待防止センターに関する一部業務実施者、地域生活移行支援事業実施者(以下「事業実施者」という。)は、本事業を実施するに際し、障害者等の意思を尊重し、支援の内容が特定のサービスや特定の事業者に偏ることなく公平性及び中立性の確保に努めなければならない。

(職員の責務)

第8条 事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

2 事業に従事する者は、あらゆる機会をとらえ、生活支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

(事業実施の時間帯)

第9条 事業実施者は、事業の目的を踏まえ、夜間や休日等利用度の高いと考えられる時間帯に対応できる運営体制をとるものとする。ただし、虐待防止センターに関する一部業務については24時間受付の体制をとるものとする。

(事業計画の届出)

第10条 事業実施者は、市長に対して事業実施計画書を提出し、市長の承認を得なければならない。なお、年度途中に変更しようとする場合も同様とする。

(実施状況の報告)

第11条 事業実施者は、四半期毎の事業実施状況報告書を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 事業実施者は、業務終了後30日以内に業務に関する実績報告書及び収支決算書を、市長に提出しなければならない。

(委託の解除)

第12条 市長は、事業実施者が事業の目的を果たすことができないと認められる場合は、委託を解除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかこの事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。